



平成 29 年 8 月 30 日

各 位

| | |
|------|---|
| 会社名 | 株式会社ココカラファイン |
| 代表者名 | 代表取締役社長 塚本 厚志 (コード番号 3098 東証第一部) |
| 問合せ先 | 上席執行役員コーポレートリレーション部長 森 俊一 (TEL 045-548-5937) |

「株式付与 E S O P 信託」の導入および 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社の子会社の幹部従業員（以下「従業員」という。）を対象とした、インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」（以下「E S O P 信託」という。）の導入および第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本日開催の当社の各子会社の取締役会においても、E S O P 信託を導入することを決議いたしました。

記

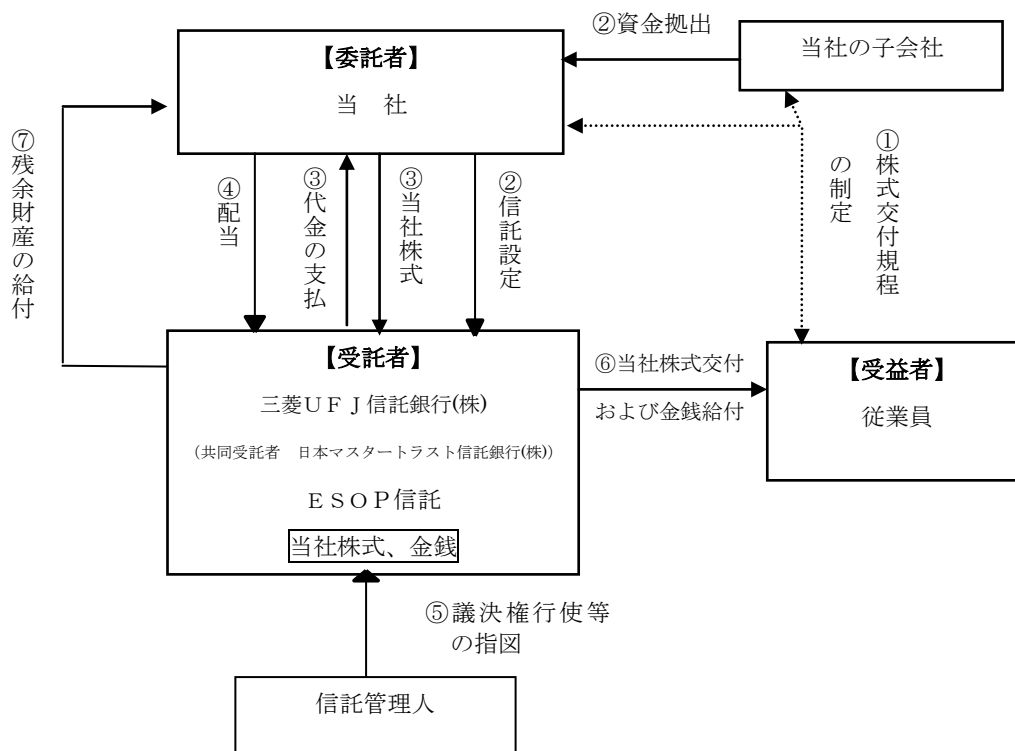
1. E S O P 信託の導入について

- (1) 当社および当社の子会社は、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、E S O P 信託を導入します。
- (2) E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社および当社の子会社が拠出するため、従業員の負担はありません。
- (3) E S O P 信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

【信託契約の内容】

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ②信託の目的 従業員に対するインセンティブの付与
- ③委託者 当社
- ④受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ⑤受益者 従業員のうち、受益者要件を充足する者
- ⑥信託管理人 専門実務家であって、当社および当社の子会社と利害関係のない第三者
- ⑦信託契約日 平成29年9月8日（予定）
- ⑧信託の期間 平成29年9月8日～平成32年9月30日（予定）
- ⑨制度開始日 平成29年10月1日（予定）
- ⑩議決権行使 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
- ⑪取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫取得株式の総額 450百万円（信託報酬・信託費用を含む。）
- ⑬株式の取得方法 当社自己株式の第三者割当により取得
- ⑭権利帰属者 当社
- ⑮残余財産 権利帰属者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

（ご参考1）ESOP信託の仕組み



- ① 当社および当社の子会社は、E S O P信託の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社の子会社は当該子会社の従業員にかかるE S O P信託の原資となる金銭を当社に拠出します。当社は、当社の子会社から拠出を受けた金銭を合わせて、受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P信託を金銭で設定します。
- ③ E S O P信託は上記②で信託された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤ E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、従業員に一定のポイントが付与されます。従業員が一定の受益者要件を満たした場合、当該ポイントの一定割合に相当する当社株式を交付し、残りのポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付します。
- ⑦ E S O P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、一定の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、E S O P信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

（ご参考2）信託・株式関連事務の内容

- ①信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、E S O P信託の受託者となり信託関連事務を行います。
- ②株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行います。

2. 本自己株式処分について

（1）処分の概要

| | |
|----------------|--|
| ① 処分期日 | 平成29年9月15日 |
| ② 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 72,600株 |
| ③ 処分価額 | 1株につき6,100円 |
| ④ 処分総額 | 442,860,000円 |
| ⑤ 処分予定先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口) |
| ⑥ その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 |

(2) 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、E S O P信託の導入により、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に従い信託期間中に従業員に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は平成29年3月末日現在の発行済株式総数25,472,485株に対し0.29%（小数点第3位を四捨五入、平成29年3月末日現在の総議決権個数244,655個に対する割合0.30%）となります。

(3) 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議の直前1か月間（平成29年7月31日から平成29年8月29日まで）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値の平均値である6,100円（円未満切捨て）としています。取締役会決議の直前1か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

また、当該処分価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日（平成29年8月29日）の終値6,020円に101.33%（プレミアム率1.33%）を乗じた額であり、あるいは同直前3か月間（平成29年5月30日から平成29年8月29日まで）の終値の平均値である5,784円（円未満切捨て）に105.46%（プレミアム率5.46%）を乗じた額であり、もしくは同直前6か月間（平成29年3月1日から平成29年8月29日まで）の終値の平均値である5,420円（円未満切捨て）に112.55%（プレミアム率12.55%）を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

(4) 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上